

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

＜保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成8年大蔵省告示第48号）等の一部を改正する件＞

No.	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	全般	<p>今般の改正により、足下のようなマイナス金利下でも、健全な保険数理に基づく責任準備金の積立、予定利率リスクへの適切な対応を通じた資本十分性の確保が可能となり、もって保険会社の健全性の一層の充実につながるものと思料いたします。</p> <p>一方、保険会社の健全性確保には、このような第一の柱と呼ばれる定量的対応に加え、第二の柱と呼ばれる健全なリスク管理機能の発揮も重要と思料します。つまり、このような足下の環境下におけるリスク管理機能の健全な発揮を阻害する要因があれば、そのような要因を特定し、これを取り除くような法令上の手当てを検討頂くことも重要かと思料いたします。</p> <p>足下では、マイナス金利を受け、各社、経済価値ベースの健全性が損なわれつつある状況にあると思われますが、このような状況においては、健全性の砦として役割を果たすべき保険計理人が、逆に、社内政治闘争の強い圧力にさらされ、適切なリスク管理機能の発揮が困難となることも想定されます。</p> <p>具体的なイメージを理解するために、一つの仮想的な例を使ってご説明します。保険計理人は、経済価値ベースの保険負債についても、健全な評価が行われるよう、いろんな役割を果たしているところです。しかし、ご高承の通り、経済価値保険負債の評価実務には、かなりの幅があります。このため、マイナス金利によ</p>	<p>保険業法の規定により保険会社各社で選任される保険計理人は、保険契約に係る責任準備金の適切性及び十分性等を確認し、その結果を各社の取締役会に意見することを職務としており、これらの確認業務を通じて保険会社各社の健全性の維持に寄与しているものと認識しております。</p> <p>保険会社各社における保険計理人の職務の遂行に当たっては、監督指針における保険監督上の評価項目として、取締役会において保険計理人に対し必要な情報の提供など保険計理人がその職務を十分に果たすことができる態勢を構築し、定期的に機能状況を確認しているか、また、保険会社の経営管理上、保険計理人に職務遂行上必要な権限を取締役会から付与され、収益部門や商品開発部門等との相互牽制機能が確保されているか、といった留意点を掲げているところです（監督指針Ⅱ－1－2－(2)⑬及び(7)①）。</p> <p>金融庁といたしましては、監督指針上の留意点に基づき、引き続き保険計理人の健全なチェック機能が発揮できるよう監督してまいりたいと考えております。</p>

No.	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>り保険負債が増大し、経済価値ベースの資本十分性が厳しくなった状況下においては、保険負債の評価が保守的となっている要素を一つでも見つかると、鬼の首でもとったかのように、保険計理人が保険負債の適切な評価が行われるための確認を怠ったからだ、と社内政治屋からボロクソに叩かれることが想定されます。しかし、私は、このようなときにこそ、保険会社の健全性発揮のために、保険計理人がその役割を果たせるよう、不当な社内政治圧力を受けないような環境整備をすることが重要と考えています。この点については、当局からの力添えにも期待しています。昨年来、ご当局におかれましては、保険計理人のリスク管理への関与強化に向けた取り組み進められているものと理解しています。これは、保険計理人が数理担当役員のみならず、統合リスク管理担当役員も担うべきことだと理解しています。このような取り組みの一環としても、ぜひ、マイナス金利下においても、健全なリスク管理機能が発揮されるよう、保険計理人へのご支援について、ご検討をお願いいたします。</p>	